

学位研究第15号 平成13年11月(論文)

[大学評価・学位授与機構 研究紀要]

## 韓国における独学による学位取得制度について

System of Self-Study as an Alternative to a Baccalaureate  
Degree in the Republic of Korea

森 利枝

MORI Rie

*Research in Academic Degrees*, No. 15 (November, 2001) [the article]

The Journal on Academic Degrees of National Institution for Academic Degrees

1. はじめに .....	41
2. 独学学位制度の展開 .....	43
3. 独学士制度の仕組み .....	44
3.1 試験の4段階 .....	44
3.2 試験の免除 .....	45
3.2.1 大学、専門学校における学習経験による免除 .....	46
3.2.2 職業資格の保有・試験の合格による免除 .....	48
3.2.3 大学の正規課程以外の教育課程における履修による免除 .....	57
3.3 制度の仕組み・まとめと現状 .....	58
4. 試験運営と学習指導 .....	59
5. おわりに .....	62
資料1. 関連法令・規則 .....	64
資料2. 学習案内・受験要領（教養課程認定試験） .....	70
ABSTRACT .....	74

# 韓国における独学による学位取得制度について

森 利枝\*

## 1. はじめに

韓国の独学による学位取得制度は、大学で学位取得をめざして学習する学生以外に、独立して、高等教育レベルの学習を行う者に学位を授与するための制度である。この制度により、標準化された段階別の試験に合格した学習者は、学士の学位の取得することが可能になっている。現在、この制度によって12の専攻分野で学位が授与されており、1992年度から年間平均約600人が学士の学位を取得している。

この制度に関しては、我が国ではその実施当初に制度の概要が紹介されている<sup>1)</sup>。本稿は、我が国の大学評価・学位授与機構による学位授与の制度とある程度の共通性を持つ制度として、この独学士制度を法律と運用の面から詳しく紹介することとする。

独学士の問題に入る前に、韓国的高等教育について概観しておきたい。

まず、図1に見られるように、韓国では高等教育機関に、主として大学、産業大学、教育大学、専門大学、放送通信大学、技術大学の別があり、高等教育法にはこれらそれぞれについて個別の目的が銘記されている。例えば大学に関しては「大学は人格を陶冶し、国家と人類社会の発展に必要な学術の深奥たる理念とその応用方法を教授、研究することによって国家と人類社会に貢献することを目的とする」とされ、また産業大学については「産業大学は産業社会において必要な学術または専門的な知識・技術の研究と錬磨のための教育を継続して受けようとする者に高等教育の機会を提供して国家と社会の発展に寄与する産業人力を養成することを目的とする」とされている。あるいは教育大学に関しては「1. 教育大学は初等学校の教員を養成することを目的とする」と定められ、続けて「2. 大学の師範学部では中等学校の教員を養成することを目的とする」とされている。また専門大学とは2-3年制の短期高等機関を指すが、これらの目的に関しては「専門大学は社会それぞれの分野に関する専門的な知識と理論を教授・研究することによって才能を錬磨し、国家社会の発展に必要な専門職業人を養成することを目的とする」とされている。放送・通信大学については「放送・通信大学は国民に対して情報・通信媒体を通じた遠隔教育を以て、高等教育を受ける機会を付与することによって国家と社会が必要とする人材を養成すると同時に、開かれた学習社会を具現し、生涯教育の発展に貢献することを目的とする」と、その目的が定められている。また技術大学については「技術大学は産業体勤労者が産業現場で専門的な知識・技術の研究・錬磨のための教育を継続して受けようとする者に対して、理論と実務能力を等しく備えた専門人力を養成することを目的とする」とされている。

---

\* 大学評価・学位授与機構 学位審査研究部 助教授



## 2. 独学学位制度の展開

独学学士は、前述のような、高等教育法に定める大学によらない、試験によるオルタナティブな学位取得への途である。ここで独学学位制度の沿革についてその概略を述べておく。

1989年6月に、大統領の諮問機関である教育政策諮問会議が「独学による学位認定方案」を報告している。そこで諮問会議は学歴偏重と学閥本位の社会的傾向を指摘し、このような正規大学中心の教育体制から、生涯教育の理念の下で多様な形態の教育体制を運用している国際的な趨勢に対応することの必要性を説いている。その方策の一つとして答申されているのが、独学による学位取得の制度である。ここでは多様な形態での学力の認定と、一般大学の公開講座や生涯教育プログラムなどの様々の学習機会の提供、および試験による学位の認定の制度の青写真が示されている。

1990年4月、独学士制度の根拠法となる、「独学による学位取得に関する法律」（法律第4227号）が公布された。その第1条では当該法律の目的として「独学者に学士学位取得の機会を賦与することで生涯教育の理念を具現し、個人の自我実現と国家社会の発展に寄与することを目的とする」としており、また第2条で「国家は独学者が学位を取得するために必要な便宜を提供するものとする」と定めている。この法律は公布日に施行された。また同年、この法律の施行令である大統領令「独学による学位取得に関する法律施行令」によって、教育部に所属する機関である中央教育評価院に、独学での学位取得業務の管掌のために、学位検定部が設置された。その後1992年度までに11の専攻分野が開設され、同年度から毎年学士の学位が授与されている。この間、1998年1月に、この制度を管掌していた中央教育評価院が韓国教育評価院に改組された。それと同時に独学学位取得業務は韓国放送通信大学校に移管され、その結果現在では同大学校学位検定部において運営されている。

表2-1：開設年度別 独学学位制度の専攻分野

年度	開設専攻分野(数)
1990	国語国文学, 英語英文学, 経営学, 法学, 数学, 家政学(6)
1992	行政学, 幼児教育学, 電子計算学, 農学, 看護学(5)
1995	中国語中国文学(1)

表2-1に示したように、2001年度現在ではこの制度によって12の分野で学士の学位が授与されている。当初1990年に6つの専攻分野（国語国文学、英語英文学、経営学、法学、数学、家政学）が開設され、その後1992年に5つの専攻分野（行政学、幼児教育学、電子計算学、農学、看護学）が増設された。またこの制度による学位授与が開始された以降の1995年に、中国語中国文学の専攻分野が増設されている。前述した「独学による学位認定方案」では、この制度を通して短期高等教育機関を卒業した者が取得する準学士の学位を授与することも企図されていたことがうかがえるが、結局これは実現されていない。学位の授与は毎年度末の2月なかばに行われており、1993年2月に最初の147名に学位が授与されて以来、年ごとに増減はあるものの、毎年同時期に数百名がこの制度を通じて学位を得ている。その結果、2000年度までの

学位取得者の累計は5,383人になっている。年度ごとの専攻分野別学位取得者数は表2-2に示した。

表2-2：独学学位制度による学士学位取得者数の推移（人）

専攻分野	92	93	94	95	96	97	98	99	00	計
国語国文学	24	77	91	62	202	80	97	130	80	843
英語英文学	8	92	93	186	81	44	142	61	108	815
中国語中国文学	-	-	-	-	1	1	2	2	2	8
経営学	15	51	46	57	96	42	69	27	39	442
法学	33	61	13	33	28	65	90	55	31	409
行政学	26	35	45	55	50	26	79	25	17	358
幼児教育学	18	45	59	32	80	77	129	107	86	633
数 学	3	1	2	1	3	2	0	3	1	16
家政学	7	28	47	91	36	98	67	42	61	477
電子計算学	10	81	50	65	188	277	319	151	67	1208
農 学	0	4	0	4	9	3	3	0	0	23
看護学	3	39	12	8	15	29	14	15	16	151
計	147	514	458	594	789	744	1,011	618	508	5,387

このように、1993年度以降は大幅な学位取得者の増減はなく、年平均600人程度の学習者に学士の学位が授与されている。次章では、この制度の仕組みについて詳細に見ていくことにする。

### 3. 独学士制度の仕組み

#### 3.1 4段階の試験

独学により学位を取得するためには、まず前提として高等学校卒業の学歴を有していることが求められる。これは換言すると高等学校卒業生ならば誰でも受験資格があるということになる。前述のようにこの制度は標準化された段階別の試験によって構成されている。試験は全部で以下に示す4段階から構成されている。

第1段階：「教養課程認定試験」

第2段階：「専攻基礎課程認定試験」

第3段階：「専攻深化課程認定試験」

第4段階：「学位取得総合試験」

原則として、受験者が各段階で供される全ての科目の試験に合格すれば学士の学位取得が可能となる。各段階5-6科目の受験が求められているが、その試験科目には必須科目と選択科目の別がある。課程別の試験科目数と評価水準は表3-1に示す通りである。

表 3-1 : 課程別の評価水準と必修・選択試験科目数

試験課程	評価水準	試験科目数		
		必修	選択	計
教養課程 認定試験	大学で教養課程を履修した者が一般的に身につけているべき学力の水準を評価する	3科目	15科目のうちから 2科目	5科目
専攻基礎課程 認定試験	各専攻領域の学問の研究のために各学問系列に共通して必要な知識と技術を評価する	3科目	5科目のうちから 3科目	6科目
専攻深化課程 認定試験	各専攻領域に関して、深い専門的知識と技術を評価する	3科目	5科目のうちから 3科目	6科目
学位取得 総合試験	試験の最終段階で、学位を取得する者が一般に身につけているべき素養と専門知識と技術を総合的に評価する	4科目	3科目のうちから 2科目	6科目

これら4段階の試験のうち、最初の3段階、すなわち教養課程認定試験、専攻基礎課程認定試験、専攻深化課程認定試験については、合否の判定は科目別の得点式で行われる。すなわち、各試験科目につき100点満点で60点以上得点すれば当該科目に合格したことになる。学位取得総合試験を受験するためには、原則としてこれら3段階の試験における全科目に合格していることが要件となっている。各段階の試験を順を追って受験して行くに際しては、総試験科目数の3割以上、すなわち2科目以上に合格した者が、次の段階の試験を受けることができることが定められている。ただし、前段階の試験に不合格科目を残したまま次段階の受験資格を得た場合にも、4段階の学位取得総合を受験するまでには前3段階の試験全科目すべてに合格していなければならない。

最終段階の学位取得総合試験だけは、合否の判定について二つの方式が用いられている。一つは総点合格制、もう一つは科目別合格制である。総点合格制は学位取得総合試験6科目の得点の合計が総点(600点)の6割、すなわち360点以上ならば合格とするものである。もう一つは科目別合格制で、この方式によれば、総点合格制を適用すると合格できなかった者が、次の試験から、以前の試験で60点以上を得点した科目については合格とし、それ以外の科目について60点以上得点した時点で学位取得総合試験に合格とすることができる。またこの方式を用いる場合、受験者は全科目につき60点以上を得点するまで何度でも受験できることとされている。これら2方式のうちどちらの方式で受験するかは、受験者の選択に任されている<sup>3</sup>。

### 3.2 試験の免除

前項で述べた各段階のうち、第1段階(教養基礎課程認定試験)から第3段階(専攻深化課程認定試験)までには段階免除と試験科目免除の要件が設定されている。この免除要件に該当する受験者は当該段階全ての受験ないし各段階における試験科目の一部の受験を免除される。

これら第1－3の各段階の免除の要件には、大別して以下の3種類がある。

- 1 大学，専門大学における学習経験
  - 2 職業資格・試験の合格
  - 3 大学の正規課程以外の教育課程における履修
- 以下，これらの免除要件について順に解説する。

### 3.2.1 大学，専門大学における学習経験による免除

大学，専門大学における学習経験による免除は，「同一専攻認定」と称されるもので，これは受験者が過去に大学および専門大学で学習した専攻分野と，独学学位取得試験に設置された専攻分野とその学問的性格が類似である場合，受験資格に応じて，独学学位取得試験の専攻基礎課程認定試験または専攻深化課程認定試験に合格したと認定される仕組みである。この同一専攻認定については，大学などに置かれた学科，科，専攻のうち同一と認定されて課程免除が可能とされたものに加え，同一ではないと認定された学科，科，専攻についても公表されている。各専攻分野における認定，不認定学科は表3－2および3－3に示したとおりである。

表3－2：専攻分野別同一専攻認定（学）科の現状

	同一専攻認定(学)科
国語国文学	国語，国語教育，文芸創作，国語国文学(学部内の第二専攻)，国語国文
英語英文学	観光英語通訳，実務英語，英米文芸，英語，英語教育，英語通訳，外国語教育(英語)
中国語中国文学	観光中国語通訳，中国，中国語，中国語中国，中国語通訳，中語
経営学	経営経済，経営情報，工業経営，貿易，商，商業教育，税務会計，創業経営，会計
法 学	公法，法律，法律実務，司法，海事法，国際法務学
行政学	観光行政，都市行政，産業行政，自治行政，地方行政，地域開発，地域計画，地域社会開発
幼児教育学	保育，仏教児童，師範大学教育(学齢前教育専攻)，児童，幼児(児童)福祉
数 学	数学教育，応用数学
家政学	家庭管理，家庭教育，農家庭，農業家庭，繊維デザイン，消費者児童，食生活，食品栄養，生活科学，生活教育，女性教育，栄養，栄養食品，衣類，衣類織物，衣装，衣生活，衣装デザイン，伝統調理，住生活，調理科，ホテル調理科，食品調理，家族福祉学科
電子計算学	経営情報，事務自動化，産業情報，電算，電算工学，電算科学，電算機工学，電算事務自動化，電算情報，電算情報処理，電算統計，電子計算工学，電子計算機工学，電子電算工学，電子計算機，電子電算機工学，情報科学，情報管理，情報工学，情報処理，情報通信，情報通信工学，コンピュータ工学，コンピュータ科学

農学	観賞園芸, 国際畜産開発, 酪農, 緑地調境, 農工, 農工(農業土木専攻), 農生物(植物病理専攻, 応用昆虫学専攻), 農業教育, 農業機械, 農業教育(農業専攻, 園芸専攻, 畜産専攻), 農業, 農業生物, 農業土木, 農化学, 牧畜開発, 飼料, 飼料栄養, 山林資源, 食糧資源, 植物保護, 煙草, 熱帯農, 園芸科学, 園芸育種, 園芸, 高麗人参, 高麗人参栽培, 林, 林産, 林業, 資源食物, 資源食物開発, 作物保護, 作物育種, 蚕糸, 蚕糸生物, 畜産, 漢方薬資源, 環境園芸, 環境緑地, 花卉, 花卉園芸
看護学	—

表3-3：専攻分野別同一専攻不認定(学)科の現状

	同一専攻不認定(学)科
国語国文学	漢文教育, 民俗教育, 言語教育
英語英文学	外国語学科
中国語中国文学	—
経営学	金融, 水産経営, 海運経営, 航空経営, ホテル経営, 観光経営, 保険経営, 税務, 畜産経営, 山林経営, ドイツケルン, 漫画賃貸経営, 内国税, 関税, 農業経営, 証券経営, 金融保険, 保険実務, 貿易実務
法 学	—
行政学	警察行政, 土地行政, 保健行政, 体育行政, 秘書行政, 医務行政, 不動産, 社会福祉
幼児教育学	消費者児童
数 学	統計, 応用統計, 計算統計, 産業工学, 電算統計, 電算, 電子計算, 情報工学, 物理, 応用物理, 電算科学, 物理教育, 電子計算機, 電算情報処理, 工業経営
家政学	食品加工, 食品工業, 食品製造, 伝統衣装, 伝統服飾, 国際教養
電子計算学	電子工, 電子工学, 電子通信工, 電子材料工, 電子電気工, 電子工学教育, 電子制御工, 電子, 電子通信, 通信, 電子情報, 電算数学, インターネット専攻
農学	—
看護学	—

これら2表に示した認定学科(科, 専攻)および不認定学科(科, 専攻)は, 学歴として認定された高等教育機関に共通して適用される。したがって, これら2表に挙げられている学科名は, 当然韓国の大学および専門大学等の高等教育機関に存在する学科の名称を基に設定されたものである。幼児教育学の分野で同一専攻認定を受けている「仏教児童」を例にとれば, これはたとえば東国大学校の仏教文化学部にも, 同じ名称の学科が開設されている。また, 表3-2には挙げられていないが, 独学学位試験の専攻分野名と同じ名称の大学の学科(例えば国語国文学科など)における学習も, 同一専攻として認定されている。ただし, すでに大学を卒業して同一名称の学士学位を取得している場合には, 同一の専攻分野で再び学位を取得すること

は、学習機会を逸した者に学位取得の機会を賦与するという、独学による学位取得制度の趣旨に反するとして禁止されている。

これらの高等教育機関における学習経験の量と、独学学士試験においてどの課程まで受験が免除されるか、その程度についても定めがある。その対応については表3-4に示した。

表3-4：学習経験による課程免除対応

学 習 経 験	免 除 課 程
高等教育機関で1年以上の教育課程を修了するか、35 単位以上を取得した者	第1段階 (教養課程認定試験)
単位銀行で 35 単位以上を認定された者	
外国で 13 年以上の学校教育の課程を修了した者	
高等教育機関で2年以上の教育課程を修了するか、70 単位以上を取得した者	第2段階 (専攻基礎課程認定試験)
単位銀行で 70 単位以上を認定された者	
外国で 14 年以上の学校教育の課程を修了した者	
高等教育機関で3年以上の教育課程を修了するか、105 単位以上を取得した者およびこれと同等以上の学力があると認められた者	第3段階 (専攻深化課程認定試験)
単位銀行で 105 単位以上を認定された者	
外国で 15 年以上の学校教育の課程を修了した者	

上の表3-4には、単位銀行での単位認定による課程免除の規定が記されている。この単位銀行は、独学による学位取得制度同様に、伝統的な高等教育の機会をもたない学習者に対して、学士の学位を取得することを可能にする制度として、単位銀行等に関する法律に基づき韓国教育開発院が運営しているもので、大学外での様々な学習を単位として認定、累積するシステムである。単位銀行制と独学学位制度は相互に学習評価結果を互換する関係にあり、この両者は韓国の生涯学習政策の両輪であるとも言える。本稿ではこの単位銀行制度について詳細に述べることはしないが、この制度により認定された単位が、一般の大学や専門大学などといった高等教育機関で取得された単位と同様の扱いを受けていることをここでは確認しておきたい。

### 3.2.2 職業資格の保有・試験の合格による免除

独学学士制度の各課程の受験の免除を受ける二つめの方途は、試験の合格や資格の取得を以て試験に代替するというものである。課程の試験全体が免除されるための途には国家技術資格試験を取得することと、公務員試験に合格することのほか、教育人的資源部長官（我が国の文部科学大臣に相当）が定める資格や免許を取得するというものである。

このうち国家技術資格取得者に対する課程免除に関しては、独学学士制度によって授与されている学士12分野のうち電子計算学の分野にのみ、表3-5のような免除規定が設けられている。なお、この国家技術資格は99年3月に改正されており、それにもなつて独学学士試験の段階別の免除要項も改正日以前と以後に分けて定められている。

表 3-5 : 国家技術資格による課程試験免除

1999年3月27日以前		1999年3月28日以後	
資格種別	免除課程	資格種別	免除課程
電子計算機技術士	1-3段階	電子計算機技術士	1-3段階
電気計算機技師1級	1-3段階	電子計算機技師	1-3段階
電気計算機技師2級	1-2段階	電子計算機産業技師	1-2段階
電気計算機技能士1級	1段階		
情報管理技術士	1-3段階	情報管理技術士	1-3段階
情報処理技師1級	1-3段階	情報処理技師	1-3段階
情報処理技師2級	1-2段階	情報処理産業技師	1-2段階
情報処理技能士1級	1段階		
電子計算組織応用技術士	1-3段階	電子計算組織応用技術士	1-3段階
電子計算組織応用技師1級	1-3段階	電子計算組織応用技師	1-3段階
電子計算組織応用技師2級	1-2段階	電子計算組織応用産業技師	1-2段階
		情報技術産業技師	1-2段階*

\* ただし、2段階開設科目中「資料構造」は除外する

次に、国家技術資格の取得が、各段階における試験科目の一部の免除につながるケースを、試験の段階ごとに図3-6から3-9までに示す。前述のようにこの国家技術資格は、99年3月にその大綱が改正されており、したがって科目別の免除要項にも改正以前と以降の要件が分けて定められている。

表 3-6 : 国家資格別免除科目 (教養課程)

1999年3月27日以前		1999年3月28日以後	
資格種別	免除科目 (1段階)	資格種別	免除科目 (1段階)
電子計算機技能士1級	電算概論	電子計算機産業技師	電算概論
電子計算機技師2級	電算概論		
電気計算機技師1級	電算概論	電子計算機技師	電算概論
		電子計算機技術士	電算概論
情報処理技能士1級	電算概論 初級統計学	情報処理産業技師	電算概論
情報処理技師2級	電算概論 初級統計学		
情報処理技師1級	電算概論 初級統計学	情報処理技師	電算概論
		情報処理技術士	電算概論
電子計算組織応用技師2級	電算概論	電子計算組織応用産業技師	電算概論
電子計算組織応用技師1級	電算概論	電子計算組織応用技師	電算概論
		電子計算組織応用技術士	電算概論
電算応用機械技師2級(加工)	電算概論	電算応用加工産業技師	電算概論
電算応用機械技師2級(設計)	電算概論	機械設計産業技師	電算概論

表 3 — 7 : 国家資格別免除科目 (電子計算学)

1999年3月27日以前		1999年3月28日以降	
資格種別	免除科目 (2段階)	資格種別	免除科目 (2段階)
計測制御技師2級	論理回路設計	工業計測制御産業技師	論理回路設計
計測制御技師1級	論理回路設計	工業計測制御技師	論理回路設計
		工業計測制御技術士	論理回路設計
電子機器技能士1級	論理回路設計	電子産業技師	論理回路設計
工業電子機器技能士1級	論理回路設計		
電子技師2級	論理回路設計		
電子技師1級	論理回路設計	電子技師	論理回路設計
電子機器技能匠	論理回路設計	電子機器技能匠	論理回路設計

表 3 — 8 : 國家資格別免除科目 (農學)

1999年3月27日以前			1999年3月28日以降		
資格種別	免除科目		資格種別	免除科目	
	2段階	3段階		2段階	3段階
營林技師2級	造林学		山林經營產業技師	造林学 土壤·肥料学	山林利用学
營林技師1級	造林学		山林經營技師	造林学 土壤·肥料学	山林利用学
			山林工学產業技師	造林学 土壤·肥料学	農業機械学 山林利用学
			山林工学技師	造林学 土壤·肥料学	農業機械学 山林利用学
林業種苗技師2級	造林学 土壤·肥料学	育種学	林業種苗產業技師	造林学 遺伝学 土壤·肥料学 実験統計学	育種学
林業種苗技師1級	造林学 土壤·肥料学	育種学	林業種苗技師	造林学 遺伝学 土壤·肥料学 実験統計学	育種学
植物保護技師2級	造林学 土壤·肥料学		植物保護產業技師	生化学 栽培学汎論 土壤·肥料学	作物学
植物保護技師1級	造林学 土壤·肥料学		植物保護技師	生化学 栽培学汎論 土壤·肥料学	作物学
營林技能士1級	造林学		山林產業技師	造林学 土壤·肥料学	農業機械学 農工学概論 山林利用学 農業經營学
			山林技能匠	造林学 土壤·肥料学	農業機械学 農工学概論 山林利用学 農業經營学
			山林技能士	造林学 土壤·肥料学	農業機械学 農工学概論 山林利用学 農業經營学
施設園芸技能士1級	土壤·肥料学		施設園芸產業技師	栽培学汎論 作物生理学 土壤·肥料学	園芸学
			施設園芸技師	栽培学汎論 作物生理学 土壤·肥料学	園芸学
			施設園芸技能士	栽培学汎論 作物生理学 土壤·肥料学	園芸学
園芸種苗技師2級	土壤·肥料学 作物生理学		種子產業技師	遺伝学 栽培学汎論 作物生理学 実験統計学 土壤·肥料学	園芸学 育種学

1999年3月27日以前			1999年3月28日以降		
資格種別	免除科目		資格種別	免除科目	
園芸種苗技師1級	土壤・肥料学 作物生理学		種子技師	遺伝学 栽培学 作物生理学 実験統計学 土壤・肥料学	園芸学 育種学
			種子技能士	遺伝学 栽培学 作物生理学 実験統計学 土壤・肥料学	園芸学 育種学
農化学技師2級	生化学 土壤・肥料学		農化学技師	生化学 家畜栄養学	
農化学技師1級	生化学 土壤・肥料学				
			農化学技術士	生化学 家畜栄養学	
林産加工技能士1級		山林利用学	林産加工産業技師	生化学	山林利用学
林産加工技師2級		山林利用学			
林産加工技師1級		山林利用学	林産加工技師	生化学	山林利用学
			林産加工技術士	生化学	山林利用学
			畜産技術士	遺伝学 栽培学 生化学 実験統計学 家畜栄養学	家畜飼養学 農業経営学 育種学
畜産技師2級	家畜栄養学	家畜飼養学 育種学	畜産産業技師	遺伝学 栽培学 生化学 実験統計学 家畜栄養学	家畜飼養学 農業経営学 育種学
畜産技師1級	家畜栄養学	家畜飼養学 育種学	畜産技師	遺伝学 栽培学 生化学 実験統計学 家畜栄養学	家畜飼養学 農業経営学 育種学
食品製造加工技師2級	生化学		食品産業技師	生化学 家畜栄養学	
食品製造加工技師1級	生化学		食品技師	生化学 家畜栄養学	
			食品技術士	生化学 家畜栄養学	
			農業機械産業技師		農業機械学 農工学概論
			農業機械技師		農業機械学 農工学概論
			農漁業土木技術士		農業機械学 農工学概論
			造園産業技師	造林学	
			造園技師	造林学	
			造園技術士	造林学	
			水産製造産業技師	生化学	
			水産製造技師	生化学	
			水産製造技術士	生化学	
			生物工学技師	生化学	

表3-9：国家資格別専攻基礎課程・専攻深化課程における免除科目（家政学）

1999年3月27日以前			1999年3月28日以降		
資格種別	免除科目		資格種別	免除科目	
	2段階	3段階		2段階	3段階
1・2級製菓士		調理	製菓技能士		—
2級製パン士		調理	製パン技能士		—
			製菓技能匠	食品および調理原理	調理
食品加工技能士1級		調理	食品産業技師	食品および調理原理	
食品製造加工技師2級		調理	食品技師	食品および調理原理	調理
食品製造加工技師1級		調理	食品技能士	食品および調理原理	
電気技師2級		家庭機器および設備	電気産業技師		家庭機器および設備
電気技師1級		家庭機器および設備	電気技師		家庭機器および設備
電気工事技師2級		家庭機器および設備	電気工事産業技師		家庭機器および設備
電気工事技師1級		家庭機器および設備	電気工事技師		家庭機器および設備
			電気工事技能匠		家庭機器および設備
			電気機器産業技師		家庭機器および設備
			電気機器技能匠		家庭機器および設備
洋服技能士1級		衣服構成	洋服産業技師		衣服構成
韓服技能士1級		衣服構成	韓服産業技師		衣服構成
洋装技能士1級		衣服構成	ファッションデザイン産業技師		衣服構成
衣料技師1・2級	衣服材料	衣服構成	衣料技師	衣服材料	衣服構成
			衣料技術士	衣服材料	衣服構成
建設設備技師1・2級		建設機器および設備	建設設備産業技師		家庭機器および設備
			建設設備技師		家庭機器および設備
			ボイラー産業技師		家庭機器および設備
			ボイラー技能匠		家庭機器および設備
			建築一般施工産業技師		家庭機器および設備
			建築一般施工技能匠		家庭機器および設備
			建築電気設備技術士		家庭機器および設備
			電気応用技術士		家庭機器および設備
			ガス産業技師		家庭機器および設備
			ガス技師		家庭機器および設備
			ガス技能匠		家庭機器および設備
			ガス技術士		家庭機器および設備
			消防設備産業技師 (機械分野)		家庭機器および設備
			消防設備産業技師 (電気分野)		家庭機器および設備
			消防設備技師 (機械分野)		家庭機器および設備
			消防設備技師 (電気分野)		家庭機器および設備
			消防設備技術士		家庭機器および設備
			建築産業技師	住居学	
			建築技師	住居学	
			室内建築産業技師	住居学	
			室内建築技師	住居学	

さらに、公務員試験の合格も、課程全体の試験免除の要件となっている。この場合、おのこの公務員試験の専門性によって試験が免除される専攻分野や専門性の高さ（試験の段階の別）が分類して定められている。表3-10には、各公務員試験と、独学学位試験の教養課程認定試験（第1段階）および専攻基礎課程認定試験（第2段階）の免除の対応状況を示し、表3-7には、各公務員試験と専攻深化課程認定試験の免除について対応を示した。

表3-10：公務員試験合格による教養・専攻基礎課程認定試験免除

科目別  資格・免許種別	試験免除範囲											
	専攻基礎課程認定試験											
	国 語 学	英 語 学	中 国 語 学	経 営 学	法 学	数 学	家 政 学	行 政 学	幼 児 教 育 学	電 子 計 算 学	農 学	看 護 学
国家(地方)公務員公開採用合格者												
1) 司法試験および軍法務官												
司法試験合格者	○				○							
軍法務官任用試験合格者	○				○							
2) 国家(地方)公務員(5級)												
行政職(在京職類を除く)	○				○			○				
行政職(在京)	○				○	○		○				
監査職	○				○	○		○				
統計職	○				○			○				
電算職	○				○			○	○			
矯正職	○				○							
保護職	○				○							
検察事務職	○				○			○				
出入国管理職	○				○			○				
鉄道公安職	○				○			○				
補導職	○				○							
農業職(一般農業・植物防疫)	○										○	
林業職(一般林業・山林保護, 加工利用)	○										○	
畜産職	○										○	
看護職	○											○
3) 国家(地方)公務員(6・7級)												
行政職	○				○			○				
行政職(在京)	○				○	○		○				
統計職	○				○			○				
監査職	○				○			○				
税務職	○				○			○				
運輸職	○				○			○				
検察事務職	○				○							
出入国管理職	○				○							
鉄道公安職	○				○							
電算職	○							○	○			
関税職	○				○							
勤務監督職	○				○			○				
矯正職	○				○							
補導職	○				○							
保護職	○				○							
農業職(一般農業・植物防疫)	○										○	
林業職(一般林業・山林保護)	○										○	

科目別  資格・免許種別	試験免除範囲											
	教養課程認定試験	専攻基礎課程認定試験										
		国語	英語	中国語	経営学	法学	数学	家政学	行政学	幼児教育学	電子計算学	農学
畜産職	○											○
4) 国会公務員(5級)												
行政職	○				○			○				
速記職	○				○			○				
警衛職	○				○			○				
5) 国会公務員(6・7級)												
行政職	○							○				
速記職	○							○				
警衛職	○							○				
6) 裁判所公務員(5級)												
通訳職	○				○							
裁判所事務職	○				○							
7) 裁判所公務員(6・7級)												
裁判所事務職	○				○							
8) 警察公務員(6・7級)												
一般および海洋警察(警視正)	○				○							
警察幹部候補生	○				○							
9) 消防公務員												
消防公務員(消防令)	○				○							
消防幹部候補生	○				○							
10) 軍務員(5級)												
法務職	○				○							
調査情報職	○				○							
行政職	○							○				
政訓職	○							○				
編集職	○							○				
教務職	○							○				
心理職	○							○				
11) 外務公務員(5級)												
外務職	○				○							
12) 外務公務員(6・7級)												
外務行政職	○				○							
13) 研究職公務員												
工業研究職(研究官:産業経営)	○				○							
工業研究職(研究士:産業経営)	○				○							
農業研究職(研究官:農業・園芸)	○										○	
農業研究職(研究士:農業・園芸)	○										○	
林業研究職(研究官)	○										○	
林業研究職(林業士)	○										○	
畜産研究職(研究士)	○										○	
畜産研究職(研究士)	○										○	
14) 指導職公務員												
生活指導職(指導官)	○							○				
生活指導職(指導士)	○							○				
農村指導職(指導官:農業・林業・畜産)	○										○	
農業指導職(指導士:農業・林業・畜産)	○										○	
15) 公開採用7級以上の公務員	○											

表3-11：公務員試験合格による専攻深化課程認定試験免除

科目別  資格・免許種別	試験免除範囲											
	専攻深化課程認定試験											
	国 語 学	英 語 学	中 国 語 学	経 営 学	法 学	数 学	家 政 学	行 政 学	幼 児 教 育 学	電 子 計 算 学	農 学	看 護 学
国家(地方)公務員公開採用合格者												
1) 司法試験および軍法務官												
司法試験合格者					○							
軍法務官任用試験合格者					○							
2) 国家(地方)公務員(5級)												
行政職(在京職類を除く)					○			○				
行政職(在京)					○	○		○				
監査職					○	○		○				
統計職					○			○				
電算職					○			○		○		
矯正職					○							
保護職					○							
検察事務職					○			○				
出入国管理職					○			○				
鉄道公安職					○			○				
補導職					○							
農業職(一般農業・植物防疫)											○	
林業職(一般林業・山林保護, 加工利用)											○	○
畜産職											○	
看護職												○
4) 国会公務員(5級)												
行政職					○			○				
速記職					○			○				
警衛職					○			○				
6) 裁判所公務員(5級)												
通訳職					○							
裁判所事務職(裁判所事務)					○							
7) 裁判所公務員(6・7級)												
8) 警察公務員(6・7級)												
一般および海洋警察(警視正)					○							
9) 消防公務員												
消防公務員(消防令)					○							
10) 軍務員(5級)												
法務職					○							
調査情報職					○							
行政職								○				
政訓職								○				
編集職								○				
教務職								○				
心理職								○				
11) 外務公務員(5級)												
外務職					○							
12) 外務公務員(6・7級)												
13) 研究職公務員												
工業研究職(研究官:産業経営)					○							
農業研究職(研究官:農業・園芸)											○	
林業研究職(研究官)											○	
畜産研究職(研究官)											○	
14) 指導職公務員												
生活指導職(指導官)								○				

職業資格の保有・試験の合格による試験免除のうち最後のものは、教育人的資源部長官が認定する職業資格を取得していることである。表3-12は、認定された職業資格と教養課程認定試験及び専攻基礎課程認定試験の免除要件の対応状況を示したものである。専攻深化課程認定試験の免除については表3-13に示したが、2001年度現在では、公認会計士の資格のみが経営学の専攻深化課程認定試験の免除要件として認定されている。

表 3-12：職業資格取得による教養課程認定試験及び専攻基礎課程認定試験免除

科目別  資格・免許種別	試験免除範囲											
	専攻基礎課程認定試験											
	国語 国文学	英語 英文学	中国語 中国文学	経営学	法学	数学	家政学	行政学	幼児教育学	電子計算学	農学	看護学
幼稚園準教師	○								○			
初等学校準教師	○											
中等学校準教師(国語)	○	○										
中等学校準教師(英語)	○	○										
中等学校準教師(中国語)	○		○									
中等学校準教師(商業)	○			○								
中等学校準教師(一般社会)	○				○			○				
中等学校準教師(数学)	○					○						
中等学校準教師(家庭)	○						○					
中等学校準教師(その他科目)	○											
特殊学校教師(初等学校課程・療育)	○											
特殊学校準教師(国語)	○	○										
特殊学校準教師(英語)	○	○										
特殊学校準教師(中国語)	○		○									
特殊学校準教師(商業)	○			○								
特殊学校準教師(一般社会)	○				○			○				
特殊学校準教師(数学)	○					○						
特殊学校準教師(家庭)	○						○					
特殊学校準教師(その他科目)	○											
公認会計士	○			○								
弁理士	○											
経営指導者	○											
技術指導者	○											
税務士	○											
関税士	○											
公認労務士	○											
損害査定員	○											
保険経理員	○											
鑑定評価士	○											

表 3-13：職業資格取得による専攻深化課程認定試験免除

科目別  資格・免許種別	試験免除範囲											
	専攻深化課程認定試験											
	国語 国文学	英語 英文学	中国語 中国文学	経営学	法学	数学	家政学	行政学	幼児教育学	電子計算学	農学	看護学
公認会計士				○								

### 3.2.3 大学の正規課程以外の教育課程における履修による免除

大学や専門大学の、正規の課程での学習経験による独学学士制度の試験免除に関しては3.2.1に記したが、それ以外の様々な機会での学習も、独学学位制度の免除要件として認定されることが定められている。これらの認定課程には、大学が実施する公開講座などもあるが、それ

以外にも政府が出資している研究機関等が実施する教育課程や企業の研修課程などが、放送通信大学の総長の指定を受けて、課程免除の要件を満たす履修を行える場として認められる。実際には2001年1月の時点で、12の大学と一つの企業が独学科目免除課程を運営している。大学の場合、これらの課程は大学に設置された社会教育院や平生（生涯）教育院、産業教育院などに置かれている。また企業の場合は社員のみを対象にした社内の産業教育院にこの課程が置かれている。

以上、独学による学位取得制度の概要を説明し、課程および科目の免除について詳細に紹介してきた。冒頭でも述べたように、この制度は、受験者に高校卒業以上の学歴を要求することを前提にしている。したがって、仮に教養課程認定試験や専攻基礎課程認定試験の課程免除要件に該当する資格を持っている者でも、高等学校を卒業していなければこの制度を通じて学位を取得することはできない。

### 3.3 制度の仕組み・まとめと現状

ここまでで見てきた独学学位取得試験の全体的な試験の流れについて、高等学校卒業から4段階の試験及び免除要件を経た学士学位の取得までを、図3-1に示した。

図3-1：独学学位取得試験の流れ

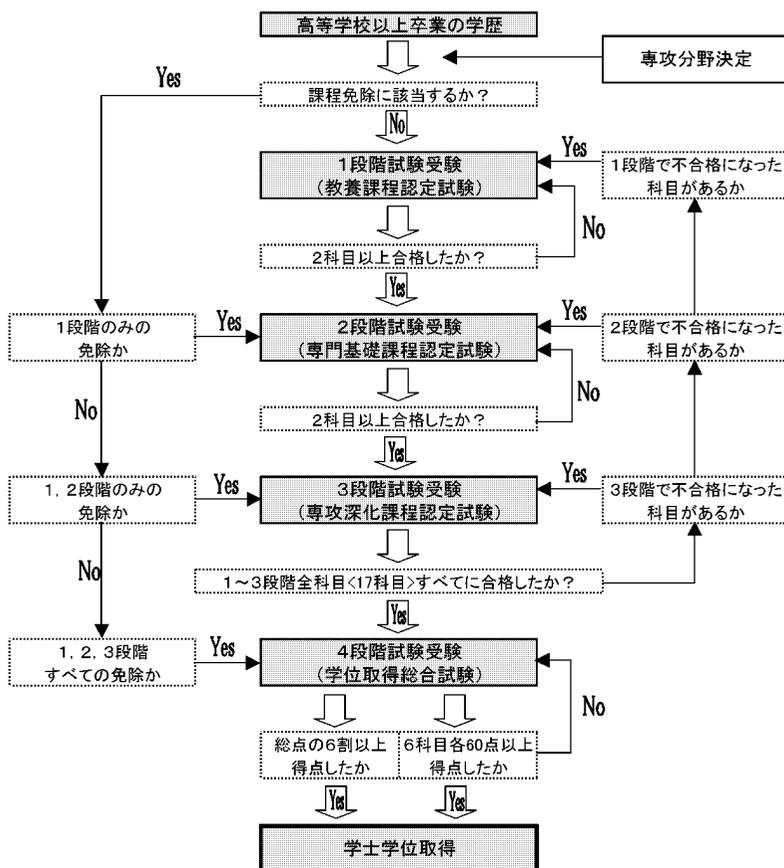


図3-1に示されているように、独学学位を得ようとする者は第1段階から第4段階までの試験に合格しなければならない。さきにみたように第1段階から第3段階までには段階全体、あるいは一部科目に関して試験の免除要件があるが、第4段階の学位取得総合試験は、この制度で学位を得るためには必ず受験しなければならない。この学位取得総合試験で総点の6割以上を点数するか、6科目についておのおの60点以上得点すれば、学士の学位が取得できる。直近の2000年度の専攻分野別受験者数・学位取得者数は表3-15に示した。これによると全志願者1,967名中受験者は1,617名で、受験率は82.2%であり、また2000年度の試験で学位を取得した者は全受験者の31.4%の508名となっている。学位は放送通信大学校長名で授与され、学位授与式も挙行される。

表3-15：2000年度専攻分野別受験者数及び学位取得者数（人）

専攻分野	志願者数	受験者数	学位 取得者数	科目合格者数				
				5科目	4科目	3科目	2科目	1科目
国語国文学	190	160	80	16	18	21	19	17
英語英文学	200	173	108	24	23	29	28	11
中国語中国文学	2	2	2	1	0	0	0	0
経営学	167	139	39	15	16	13	20	27
法 学	164	131	31	5	13	20	33	29
行政学	59	51	17	6	7	7	8	12
幼児教育学	189	171	86	32	59	30	18	19
数 学	3	3	1	1	0	0	1	1
家政学	126	110	61	17	20	21	26	9
電子計算学	579	472	67	21	24	52	75	149
農学	4	3	0	0	0	0	3	0
看護学	284	202	16	4	9	29	63	52
計	1,967	1,617	508	142	189	222	294	326

#### 4. 試験運営と学習指導

この独学学位試験制度を運営するに当たって、その権限は教育人的資源部長官から放送通信大学総長に委任されている。また、その事務は前述したように韓国放送通信大学校におかれた学位検定部が所掌している。ただし、実際の試験について作題、採点などのすべてが放送通信大学の教職員のみによって行われているわけではない。この制度の運営について定めた「独学による学位取得に関する法律施行令」には、韓国情報通信大学の総長は、「試験に関する出題、採点その他試験施行に必要な事項を担当させるために、1科目あたり2名以上の試験委員を任命または委嘱」することが定められている<sup>4</sup>。これらの試験委員には手当と旅費が支給される。しかし、委員が公務員である場合、所管業務と直接関連して会議に出席したときにはこの限り

でないとされている<sup>5</sup>。

つまり、この試験は実施主体である放送通信大学の独学士制度運営本部が、外部の専門家からなる試験委員の協力の下に行っているものである。このことは、通常の大学におけるよりも、試験者間に、試験の水準に関する合意が得られにくい状態にあることを示唆している。かつ、この制度においては試験のみによっても学位を得ることができるため、試験問題の水準が直接、学位の水準に反映されるような構造を有していると判断される。したがって、試験問題の出題に関しては、その方針を明確にすることがきわめて重要であると考えられる。

このことに関して、独学学位試験の出題方針は、独学士制度運営本部によって、教養課程とそれ以降の課程に分けて説明されている。その説明によれば、たとえば第1段階の教養課程認定試験は、以下のような原則によって出題されている。

- 韓国放送通信大学校において告示された科目別評価領域に準拠して出題し、特定の領域や分野が過度に重視あるいは軽視されないように配慮する。
- 大学の教養の教材に共通して取り扱われている、基本的かつ革新的な内容を出題することとし、教養課程の範囲を逸脱するような専門的、あるいは枝葉末節的な内容の出題は差し控える
- 独学者には有職者の割合が高いことに鑑み、科目の特性に照らして可能な場合には学問的・理論的な問題だけではなく実務的な問題も出題する。
- 試験問題の難易度は一般の大学校で同一科目を受講し、最低認定の成績（D評価）を受けた学生なら、100点満点で60点以上を得点できる水準のものとする。
- 断片的な知識の暗記で回答できる試験問題の出題は差し控え、判断力、応用力、分析力など次元の高い能力を幅広く測定するような問題を中心にする。
- 異説が多い内容の出題は差し控え、普遍的かつ定説化された内容を根拠として出題する。それができない場合には当該の学者の氏名や学派を明示する。
- 選択科目の場合には、他の科目よりも合格率が極度に高い、あるいは低い科目がないよう、合格率の均衡を維持する。
- 客観式の試験問題は四者択一型とし、主観式の問題は、科目または出題内容の特性上やむを得ない場合を除き、穴埋め型や短文解答型よりも、主部と述部からなる文章の形式で、30字程度の叙述的解答となるものとする。
- 特定の問題集や、特定の大学校のテキストの例題や、練習問題、予想問題をそのまま出題するような事例がないようにする。
- 試験問題あたりの解答所要時間は、選択型は1分（一般数学、初級統計学は1.5分）、叙述的解答は2.5分（一般数学、初級統計学は4分）となるようにする。

また、専攻基礎課程認定試験から学位取得総合試験に至る専門段階の試験の問題は、以下のような原則に基づいて出題されている。

- 韓国放送通信大学校において告示された科目別評価領域から出題し、特定の領域や分野が過度に重視あるいは軽視されないように配慮する。

- 専攻基礎課程認定試験は、各専攻領域の学問を研究するために各学問系列に共通して必要な知識と技術を評価する。
- 専攻深化課程認定試験は、各専攻領域に関して深い専門的な知識と技術を評価する。
- 学位取得総合試験は、学位を取得する者が一般に身につけているべき素養と専門知識と技術を総合的に評価する。
- 問題の難易度は予想得点率が平均60%以上になるようにする。
- 客観式の試験問題は四者択一型とし、主観式の問題は、専攻基礎課程認定試験では30字程度の叙述的解答、専攻深化課程認定試験では80字程度の論文形式、学位取得総合試験では序論、本論、結論などの形式的な区分のない応答制限論文形式で、答案の内容を120字程度に要約できる問題とする。ただし科目の特性上やむを得ない場合には多少の融通をもって出題する。

以上の出題に関する原則は、誰でも閲覧できる韓国放送通信大学のウェブサイト上<sup>6</sup>に公開されており、前述のように外部の機関から委嘱された試験委員が、全国の学習者を対象に、標準化された試験問題を作成する上で重要な指標となっていることが推察される。なお、試験問題はテストバンク制により同一問題が複数回にわたって出題されている。

上に引用した独学学位試験の出題の方針は出題者のためのガイドラインであるが、反対に受験者が独学のために参照するものとしては、より指導的な内容の、独学学位のための学習案内が用意されている。この学習案内は各専攻分野、各試験科目について用意されており、印刷された学習案内書が韓国放送通信大学校本部や地域の放送大学センターで頒布されているほか、上述のウェブサイト上にも公開されている。本稿ではその一部、教養課程認定試験の学習案内から、効率的な学習方法に関する指導と、教養課程認定試験の受験要領に関して、韓国放送通信大学が公表している文書を訳出し、稿末に資料2として添付している。このうち学習方法の指導においては「職場での仕事や家事に従事しながら学習しなければならないことが大部分の独学者の場合、与えられた条件下でどのくらい多くの時間を実際に学習に振り向けられるかによって学習の成否が左右される」、「不断の『自己鞭撻』を行わなければ、独学で学士学位を取得しようという初期の夢を達成することはできない」などと学習態度を訓導するとともに、1940年代にアメリカ陸軍の訓練プログラムのために開発された読書法を示すなどして、系統だった指導を受けることができない学習者に対して自学自習を進める上での指針を提供している。また受験に関しては、択一式問題の正答率を上げる技術や、記述式の解答を作成する上での留意点、技術を示し、教育現場から離れた学習者が受験する上での便宜をはかっている。

また、独学学位試験の受験者に対しては、放送通信大学は学習相談の窓口を設けている。放送通信大学校の独学学位検定部をはじめとして、全国13か所にある独学情報相談室やインターネット上で学習に関する相談に応じている。

このように自学自習者に便宜を供与する一方で、試験における不正については罰則も定められている。すなわち、「独学による学位取得に関する法律施行令」に、放送通信大学の総長の権限として、試験において不正な行為を行った者、または受験願書等に虚偽の記載を行った者に

対して、当該試験を無効とし、さらに、その処分があった日から3年間の受験資格を停止することが定められている。

## 5. おわりに

韓国の、独学による学位取得制度は、以上見てきたように、大学への入学を要さず、試験のみによって学士の学位を得ることを可能としている制度である。このような試験による学位授与制度は、管見の限り中国にはほぼ同様の高等教育独学試験の制度があるだけで、世界的にも珍しい制度であるといえよう<sup>7</sup>。この独学による学位取得制度と、我が国の大学評価・学位授与機構が運営している短期高等教育機関の卒業者に対する学士の学位との違いは二つの点で大きく異なっている。すなわち、ひとつは我が国の場合に必要とされる基礎資格が不要であることである。大学評価・学位授与機構が求めている基礎資格に相当する学習は、この独学による学位取得制度において、4段階の試験の一部を免除する要件になりうるが必須ではない。もう一つは単位の修得が不要であることである。この単位の修得も基礎資格と同様に、各段階の試験の免除の要件にはなるが必須とはされていない。すなわち、学位の取得に必要な学力の証明がすべて試験によっても可能とされているのである。これが韓国の制度と大学評価・学位授与機構の制度の大きな違いである。また、それらとは別に特筆すべきは、3章の2の課程及び科目についての試験免除の項目で詳細にみてきたように、この制度によって、種々の職業資格と、学士の学位という学問上の資格が深く連携している点である。これらの特徴は、4章で示した出題基準及び学習案内（資料2）と併せて、今後、我が国の大学評価・学位授与機構の学位授与業務を開発・展開する上で重要な示唆を与えるものであると考える。

最後に、韓国で、この独学学位制度が設置された要因について述べておきたい。まず韓国は伝統的に教育や学歴に高い価値が置かれており、18歳から25歳ごろの伝統的な高等教育該当年齢時に高等教育を受ける機会を逸した国民の、学歴に対する希求を満たす必要があったことが指摘できる。ただしこれは換言すれば、短期高等教育機関からの学士学位、あるいは高等学校卒業からの学士学位取得を可能にすることによって、前述した馬越論文で指摘されているように「過度な大学進学要求を冷却し、青年に多様な進路選択をさせようとする」<sup>8</sup>政府の意図の発現であるということもできよう。それだけに、近年韓国でも進行しつつある少子化の影響が高等教育人口に及ぶとき、この制度によって学位を得る学習者の推移にどのような変化が生じるのか、関心をもって見守りたい。

なお、この独学学士制度に関する調査は現在緒についた段階であり、本稿では制度の概要と学位取得の現状を紹介したに過ぎない。本文中でわずかにふれた単位銀行制とともに、韓国の非伝統的高等教育政策の支柱のひとつとして、引き続き今後の展開に注目し続ける必要がある。

## 参考文献

韓国放送通信大学校独学学位検定部「2001年独学学位取得試験受験要綱」, 2001年 (한국방송통신대학교독학학위검정부 <2001 독학학위취득시험 응시 요강>, 2001)

韓国放送通信大学校独学学位検定部「独学学位取得試験消息」第16号, 2001年 (한국방송통신대학교독학학위검정부 <독학학위취득시험 소식> 제 16 호, 2001)

教育法典編纂会『2001年改正版教育法典』, 教学社, 2001年 (교육법전편찬회 <2001년 개정판교육법전>, 교학사, 2001)

韓国国会ホームページ <http://www.assembly.go.kr>

Ministry of Education, "Education in Korea 1999-2000," 2000

韓国教育開発院生涯教育センター「生涯教育消息」第4号, 2001年 (한국교육개발원 평생교육센터 <평생교육소식> 제 4 호, 2001)

## 注

<sup>1</sup> 馬越徹『韓国近代大学の成立と展開－大学モデルの伝播研究－』1995年, 名古屋大学出版会, 268-269頁

<sup>2</sup> 「高等教育法施行令」(大統領令第15665,16169,17008,17155号) 1998年制定, 1999年一部改定, 2000年一部改定, 2001年一部改定

<sup>3</sup> 「独学による学位取得総合試験方式に関する規程」(教育部告示第1999-6号) 第2条, 第3条

<sup>4</sup> 「独学による学位取得に関する法律施行令」(大統領令第17115号) 第11条

<sup>5</sup> 同上

<sup>6</sup> 韓国放送通信大学ホームページ <http://www.knou.ac.kr>

<sup>7</sup> 南部広孝編訳『中国高等教育独学士制度関連法規 (解説と訳)』2001年, 広島大学高等教育研究開発センター

<sup>8</sup> 馬越徹, 前掲書, 269頁

## 資料1 関連法令・規則

### 独学による学位取得に関する法律

(독학에 의한 학위취득에 관한 법률)

#### 第1条 (目的)

この法は独学者に学士学位（以下「学位」とする）取得の機会を付与することで生涯教育の理念を具現し、個人の自我実現と国家社会の発展に寄与することを目的とする。

#### 第2条 (国家の任務)

国家は独学者が学位を取得するために必要な便宜を提供するものとする。

#### 第3条 (試験の実施機関)

- ① 教育人的資源部長官は独学者に対する学位取得試験（以下「試験」とする）を実施する。<90.12.27・01.1.29改正>
- ② 第1項の規程による試験の実施に必要事項は大統領令で定める。

#### 第4条 (受験資格)

- ① 試験を受験することができる者は高等学校卒業またはこれと同等以上の学歴のあることが認定された者でなければならない。
- ② 第5条第1項の規程による段階別認定試験に対する受験資格は大統領令で定める。

#### 第5条 (試験の段階及び科目)

- ① 試験は次の各号の課程別試験を段階的に経なければならない。ただし、大統領令が定めるところによって一定の学歴または資格を持つ者に対しては、第1号から第3号の各課程別認定試験または試験科目のすべてまたは一部を免除することができる。
  1. 教養課程認定試験
  2. 専攻基礎課程認定試験
  3. 専攻深化課程認定試験
  4. 学位取得総合試験
- ② 第1項の規程による課程別試験科目は教育人的資源部長官が定める。<90.12.27・01.1.29改正>

#### 第6条 (学位授与等)

- ① 教育人的資源部長官は教育法第115条第1項の規程にかかわらず、学位取得総合試験に合格した者に対しては学位を授与する。<90.12.27・01.1.29改正>
- ② 第1項の規程による学位授与その他の学事管理に必要事項は大統領令で定める。

#### 第7条 (権限の委任)

教育人的資源部長官は大統領令が定めるところによって試験実施、学事管理その他の独学による学位取得に関する業務をその所属機関の長その他国立学校（専門学校と高等学校以下の各級学校は除外する）の長に委任することができる。<90.12.27、96.12.30、96.12.30、01.1.29改正>

#### 付則

この法は公布された日に施行する。

#### 付則<90.12.27>

##### 第1条 (施行日)

この法は公布された日に施行する。(但し書き省略)

第2条から第10条省略

#### 付則<96.12.30>

この法は1997年1月1日から施行する。

#### 付則<2001.1.29>

##### 第1条 (施行日)

この法は公布した日から施行する。(但し書き省略)

第2条から第4条省略

### 独学による学位取得に関する法律施行令

(독학에 의한 학위취득에 관한 법률 시행령)

#### 第1条 (目的)

この令は、独学による学位取得に関する法律（以下「法」とする）で委任された事項とその施行について必要な事項を規定することを目的とする。

## 第2条（評価領域）

独学者に対する学位取得試験（以下「試験」とする）の評価領域は次に掲げるとおりである。

1. 教養課程認定試験は大学の教育課程を履修した者が一般的に備えなければならない教養を評価する。
2. 専攻基礎課程認定試験はそれぞれの専攻領域の学問を研究するためにそれぞれの学問系列で共通に必要な知識と技術を評価する。
3. 専攻深化課程認定試験はそれぞれの専攻領域について見るもので、深化された専門的な知識と技術を評価する。
4. 学位取得総合試験は試験の最終段階として、学位を取得した者が一般的に備えているべき素養及び専門知識と技術を総合的に評価する。

## 第3条（受験者に対する便宜供与）

- ① 教育人的資源部長官は試験を受験しようとする者について、試験に関する資料を提供したり相談に乗ることを可能にするために教育機関または教育行政機関等に独学情報相談室を設置・運営させることができる。
- ② 教育部長官は試験の円滑な実施のために必要と認めるときには教育機関、教育行政機関、教育研究機関及び政府投資機関管理基本法第2条の規程による政府投資機関の長に対して施設の利用または人員の支援を要請することができる。
- ③ 第2項の規程によって支援要請を受けた機関の長は特別な事情がない限り協調しなければならない。

## 第4条（権限の委任）

- ① 教育人的資源部長官は法第7条の規定により、法第3条第1項に規定する試験実施についての権限を韓国放送通信大学総長（以下「総長」とする）に委任する。
- ② 総長は試験を実施するために必要と認めるときには教育部長官の承認を得て試験実施に関する事務の一部を特別市、広域市及び道教育監に委任することができる。
- ③ 総長は必要と認めるときには実験実習または実技科目試験の全部または一部を教育機関、教育研究機関その他関係機関または団体に委託して実施することができる。

## 第5条（独学学位運営委員会の構成）

- ① 独学者の学位取得に関する重要事項を審議させるために韓国放送通信大学に独学学位運営委員会（以下「委員会」とする）を置く。
- ② 委員会は委員長及び副委員長各1名を含み15名以内の非常任委員で構成する。
- ③ 委員長及び副委員長は委員の互選をもって選ぶ。委員は学会、教育行政機関、教育研究機関、その他教育関連機関・団体の人材から、総長が任命または委嘱する。
- ④ 委員会には、分野別に専門委員及び分科委員会を別に置くことができる。
- ⑤ 委員会及び分科委員会の構成と運営に関して必要な事項は、委員会の審議を経て総長がこれを定める。

## 第6条（委員会の機能）

委員会は次の事項を審議する。

1. 課程別試験科目及び評価領域に関する事項
2. 試験実施計画に関する事項
3. 受験資格の細部基準に関する事項
4. 試験科目の免除に関する事項
5. その他教育部長官または総長が必要と認めて付議する事項

## 第7条（受験資格）

① 段階別課程認定試験に対する受験資格は次の各号に掲げるとおりとする。

1. 教養課程認定試験を受験できる者は次の各目の1に該当する者とする。
  - ア. 高等学校卒業者
    - イ. 初・中等教育法施行令第98条第1項の規程によって産業学校の入学にあたって高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
    - ウ. 社会教育法施行令第7条第1項の規程によって高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
    - エ. 少年院法第29条第4項の規程によって高等学校の教育課程を履修した者と同一の資格を持つ者
2. 専攻基礎課程認定試験に対する受験資格を持つ者は次の各目の1に該当する者とする。
  - ア. 教養課程認定試験科目において3割以上の科目に合格した者
    - イ. 大学（高等教育法によって設立された産業大学、教育大学、放送・通信大学及び別な法令によって設立された大学を含む。以下この条では同様）およびそれに準ずる各種学校（学歴認定学校に指定された学校に限る。以下この条では同様）で1年以上の教育課程を修了するか、35単位以上を取得した者
    - ウ. 専門大学及びそれに準ずる各種学校で1年以上の教育課程を修了するか、35単位以上を取得した者
    - エ. 単位銀行等に関する法律第7条の規定によって35単位以上を認定された者
    - オ. 外国で13年以上の学校教育の課程を修了した者
3. 専攻深化課程認定試験に対する受験資格を持つ者は次の各目の1に該当する者とするが、イからオまでに該当する者は取得しようとする学位分野と専攻分野が同一でなければならない。
  - ア. 専攻基礎課程認定試験科目において3割以上の科目に合格した者
    - イ. 大学およびそれに準ずる各種学校で2年以上の教育課程を修了するか、70単位以上を取得した者と、これと同等以上の学力があると認められた者
    - ウ. 専門大学及びそれに準ずる各種学校で2年以上の教育課程を修了するか、70単位以上を取得した者と、専門大学を卒業した者およびこれと同等以上の学力があると認められた者

- エ. 単位銀行等に関する法律第7条の規定によって70単位以上を認定された者
- オ. 外国で14年以上の学校教育の課程を修了した者
- 4. 学位取得総合試験に対する受験資格を持つ者は次の各目の一に該当する者とするが、イからオまでに該当する者は取得しようとする学位分野と専攻分野が同一でなければならない。
  - ア. 教養課程認定試験・専攻基礎課程認定試験および専攻深化課程認定試験に合格した者
  - イ. 大学およびそれに準ずる各種学校で3年以上の教育課程を修了するか、105単位以上を取得した者と、これと同等以上の学力があると認められた者
  - ウ. 専門大学及びそれに準ずる各種学校で3年以上の教育課程を修了するか、105単位以上を取得した者
  - エ. 単位銀行等に関する法律第7条の規定によって105単位以上を認定された者
  - オ. 外国で15年以上の学校教育の課程を修了した者
- ② 第9条の規程によって教養課程認定試験及び専攻基礎課程認定試験における試験免除を受けた科目が合計して試験における科目の6割以上に該当する者または試験免除を受けた科目と、免除された科目を除外した科目において合格した科目の合計が、試験科目の6割以上に該当する者は、それぞれ次の段階の認定試験を受験できる。
- ③ 第1項の規定による受験者の細部規程は委員会の審議を経て総長が定める。

#### 第8条 (試験の方法)

- ① 教養課程認定試験及び専攻基礎課程認定試験は、選択型に叙述の短答型を混合して課することができる。
- ② 専攻深化課程認定試験及び学位取得総合試験は選択型と論文型を混合して課することができる。
- ③ 実験・実習または実技を要する科目に対する評価は総長が別に定める。
- ④ 削除

#### 第9条 (試験科目免除対象)

- ① 法第5条第1項本文但し書きの規程によって各課程別の認定試験(学位取得総合試験を除く)または試験科目の一部を免除されることができる者は次の各号の1に該当する者とする。
  - 1. 国家技術資格法によって資格を取得した者
  - 2. 国家または地方自治団体が施行する試験のうち教育人的資源部令が定める試験に合格した者
  - 3. 教育人的資源部令が定める資格または免許を取得した者
  - 4. 大学が実施する公開講座、技能大学が実施する技能匠養成課程、政府出捐研究機関等が実施する教育課程及び企業体が実施する研修課程のうち、総長が指定する講座または研究課程を履修した者
- ② 第1条の規定によって免除される課程別認定試験または試験科目の範囲・免除手続きと講座または課程の指定手続き等に関して必要な事項は教育人的資源部令で定める。

#### 第10条 (試験及び合格者の公告等)

- ① 総長は毎年3月31日までに翌年度の試験実施計画を公告しなければならない。
- ② 総長は第12条の規定によって試験合格決定を行うときには、これを公告しなければならない。
- ③ 第1項及び第2項の規程による公告に関して必要な事項は教育人的資源部令で定める。

#### 第11条 (試験委員の任命等)

総長は試験に関する出題、採点その他試験施行に必要な事項を担当させるために、1科目あたり2名以上の試験委員を任命または委嘱しなければならない。

#### 第12条 (試験の合格決定)

- ① 教養課程認定試験、専攻深化課程認定試験及び専攻深化課程認定試験においては、1科目100点を満点として全科目60点以上を得点したときにこれを合格とする。
- ② 教養課程認定試験、専攻基礎課程認定試験及び専攻深化課程認定試験において、60点以上を得点した科目に対しては、当該課程認定試験に限って次回以降の試験において科目合格を認める。
- ③ 学位取得総合試験においては、総点の6割以上を得点したときにこれを合格とする。ただし、教育人的資源部長官が必要と認める場合には第1項及び第2項の規程による試験の合格決定方式と並行することができる。

#### 第13条 (不正行為者等に対する措置)

- ① 総長は試験において不正な行為を行った者または受験願書等に虚偽の記載を行った者に対しては、当該試験を無効とし、その処分があった日から3年間の受験資格を停止する。
- ② 総長は第1条の規定による処分を行うときには遅滞なくその理由を処分を受ける者に書面で通知しなければならない。

#### 第14条 (学位授与等)

- ① 学位取得総合試験に合格した者に対する学位授与は、学位証書の公布を以て行う。
- ② 学位取得者に対する学士管理に関して必要な事項は教育人的資源部令で定める。

#### 第15条 (試験実施の記録管理)

総長は試験の実施及び結果に関する事項を記録、管理しなければならない。

#### 第16条 (手当及び旅費支給)

- ① 委員会及び分科委員会の委員と専門委員に対しては、予算の範囲内で手当と旅費を支給する。ただし、公務員である委員が所管業務と直接関連して出席したときにはこの限りでない。
- ② 試験委員及び試験の管理、監督その他試験運営要員に対しては予算の範囲内で手当と旅費を支給する。

## 独学による学位取得に関する法律施行規則

### (독학에 의한 학위 취득에 관한 법률 시행규칙)

#### 第1条 (目的)

この規則は独学による学位取得に関する法律（以下「法」とする）及び同法施行令（以下「令」とする）で委任された事項とその施行について必要な事項を規定することを目的とする。

#### 第2条 (独学情報相談室の設置)

- ① 韓国放送通信大学総長（以下「総長」とする）は令第3条第1項の規定によって、独学情報相談室を設置、運営する。
- ② 教育人的資源部長官は必要と認める時には市、道および自治区の教育長、公共図書館の長または韓国放送通信大学の地域学習館の長に、独学者に対する学位取得試験（以下「試験」とする）についての独学情報案内室を運営させることができる。
- ③ 総長は、予算の範囲内で、第2項の規定による独学情報案内室の運営に必要な経費を支援することができる。

#### 第3条 (試験科目及び評価領域)

- ① 教育人的資源部長官は法第5条第2項の規定によって教養課程認定試験と専攻分野別の専攻基礎課程認定試験、専攻深化課程認定試験及び学位取得総合試験の試験科目を定めるにあたっては、試験科目の内容が大学教科課程の普遍的な内容を包括することができるようにしなければならない。
- ② 教育部長官は第1項の規定によって試験科目を決めた時にはこれを官報に告示しなければならない。告示した試験科目を変更しようとする時も同様である。
- ③ 総長は、第1項の規定による試験科目についてそれぞれの科目別に評価領域を決め、これを官報に告示しなければならない。評価領域を変更しようとする時も同様である。

#### 第4条 (国家技術資格取得者に対する試験免除範囲等)

- ① 令第9条第1項第1号に該当する者で、資格取得分野と同一の分野の試験を受験する者に対しては以下の通り該当課程別の認定試験を免除する。
  1. 削除
  2. 産業技士: 教養課程認定試験及び専攻基礎課程認定試験
  3. 技術士, 技師及び技能匠: 教養課程認定試験, 専攻基礎課程認定試験及び専攻深化課程認定試験
- ② 第1項各号の国家技術資格を取得した者で、その資格取得分野とちがう分野の試験を受験者についてはその国家技術資格検定試験科目の内容が受験しようとする試験科目の評価領域を充足できると認められる時に限って該当試験科目を免除する。
- ③ 第1項の規定による同一分野の範囲と第2項の規定による免除科目の範囲は 総長が独学学位運営委員会（以下「委員会」とする）の審議を経て定め、これを官報に告示しなければならない。

#### 第4条の2 (各種試験合格者及び資格、免許取得者に対する試験免除範囲など)

- ① 令第9条第1項第2号で「教育部令が定める試験」とは、次の各項の試験を言う。
  1. 司法試験令による司法試験及び軍法務官任用令による軍法務官任用試験
  2. 公務員任用試験令及び地方公務員任用令による、7級以上上の公開競争採用試験
  3. 国会公務員任用試験規則による、7級以上の公開競争採用試験
  4. 裁判所公務員規則による、7級以上の公開競争採用試験
  5. 警察公務員任用令による警察幹部候補生公開競争選抜試験
  6. 消防公務員任用令による消防幹部候補生公開競争選抜試験
  7. 軍務員人事法施行令による7級以上の公開競争採用試験
  8. 第1号から第7号までの試験に相当する水準の試験として教育人的資源部長官が認定する試験
- ② 令第9条第1項第3号で、「教育人的資源部令が定める資格または免許」とは、次の各号の資格または免許を言う。
  1. 公認会計士法による公認会計士
  2. 弁理士法による弁理士
  3. 中小企業振興及び製品購買推進に関する法律による、経営指導者及び技術指導者
  4. 税理士法による税理士
  5. 関税法による関税士
  6. 公認労務士法による公認労務士
  7. 保険業法による損害査定員及び保険経理員
  8. 初中等教育法による幼稚園、初等学校、中等学校の準教師及び特殊学校教師
  9. 地価公示および土地等の評価に関する法律による鑑定評価士
- ③ 第1項各号の試験合格者及び第2項各号の資格または免許取得者については、教養課程認定試験と別表の区分による該当課程別認定試験を免除する。

#### 第5条 (講座および課程の指定)

- ① 総長は、令第9条第1項第4号の規程により、大学等が実施する講座または課程（以下「課程」とする）を指定するに当たっては、当該課程が第3条第3項の規程による該当試験科目の評価領域を充足すると判断する課程の中から、当該課程を実施する機関の長の申請によって指定しなければならない。
- ② 第1項の規定によって課程実施機関の長が、課程の指定申請をしようとする時には別紙第1号書式の課程指定（変更）申込書に次の各号の書類を添付して総長に提出しなければならない。指定を受けた課程を変更しようとする時にも同様である。

1. 別紙第2号書式による課程内容説明書
2. 別紙第3号書式による教科目別運営計画書（免除要求科目関連教科目に限る）
3. その他総長が定める書類
- ③ 総長は第2項の規定によって課程指定申込書を受け付けた時には指定申請をした課程が第3条第3項の規定による該当試験科目の評価領域を充足することができるか否かに関して委員会の審議を経て審査してその結果によって指定可否を決めなければならない。
- ④ 第3項の規定による審査基準は以下の通りである。
  1. 課程科目の総授業時間は70時間（1授業時間は50分基準）以上、授業期間は14週以上でなければならない。ただし、試験科目の評価領域を包括する教育内容を2つ以上の教科目に分けて運営している場合には総授業時間は96時間以上、授業期間は16週以上でなければならない。
  2. 課程科目の教育内容が該当試験科目の評価領域と符合するか否かは教材によって判断することができなければならない。
  3. 課程の講義水準は大学教育課程の講義水準に相応するものでなければならない。
  4. 担当講師の資格は大学専任講師の資格基準以上でなければならない。
  5. 課程科目の総授業時間の20パーセント以上を欠席した者及びその科目の総合成績が60パーセント未満の者についてそれぞれ科目履修を認めない制度を運用しなければならない。
  6. 課程または科目履修者に対して、学籍簿及び成績台帳などを記録、管理する学士管理制度を運用しなければならない。
- ⑤ 総長は第1項の規定によって課程の指定をする時には、別紙第4号書式の指定紙を交付して、その指定事実を教育的資源部長官に報告しなければならない。

#### 第5条の2（課程指定の取り消しなど）

- ① 総長は第5条第1項の規定によって指定した課程の運営実態を調査、確認することができる。課程の指定を受けた機関（以下「課程設置者」とする）が次の各号の1に該当する時にはその指定を取り消すことができる。
  1. 課程の主要内容を任意に変更したとき
  2. 課程の運営が不実で、指定の目的を達成することができないと認められるとき
- ② 総長は第1項の規定によって課程の指定を取り消した時にはその取り消しの実事を教育的資源部長官に報告しなければならない。

#### 第5条の3（課程履修確認書等の書式）

- ① 課程を履修した者が試験の科目免除を受けるために提出する課程履修確認書は別紙第5号書式、課程履修確認書発給台帳は別紙第6号書式による。
- ② 第1項の規定による確認書及び確認書発給台帳は課程設置者が管理する。

#### 第5条の4（課程運営計画書等の提出要求）

- ① 総長は課程設置者に対して、当該課程の受講生募集要綱及び課程運営計画書と履修者名簿等の提出を要請することができる。
- ② 第1項の規定によって要請を受けた課程設置者は、特別な事情がある場合を除いて、これに協調するものとする。

#### 第6条（学位取得者に対する成績評定）

法第6条第1項に規定する学位を取得した者に対する成績評定は、学位取得総合試験の成績による。

#### 第7条（試験及び合格者の公告等）

- ① 総長は、令第10条第1項の規定によって試験実施計画を公告するにあたり、次各号の事項をすべての受験者が知ることができるように日刊新聞に公告し、放送などその他効果的な方法によって案内しなければならない。
  1. 試験時期及び場所
  2. 試験方法
  3. 受験資格
  4. 受験願書の交付及び受け付け場所とその期間
  5. その他試験実施について必要な事項
- ② 第1号の規定による公告事項を変更しようとする時には試験期日10日前に日刊新聞に変更公告をしなければならない。
- ③ 令第10条第2項の規定による試験合格決定の公告は、第2条の規定による独学情報相談室及び独学情報案内室に張り出すほか、その他効果的な方法によるものとする。

#### 第8条（受験願書の提出等）

- ① 試験を受験しようとする者は受験願書に次の各号の書類を添付して総長に提出しなければならない。
  1. 受験資格を証明する書類
  2. 科目合格証明書（科目合格の認定を受けようとする者に限る）
  3. 科目免除確認の為の書類（科目免除を受けようとする者に限る）
- ② 第1項の規定によって試験を受験する者については受験料（実験、実習または実技を要する科目の試験に所要の材料費等の実費を含む）を徴収する。
- ③ 第2項の規定による受験料及び材料費等の実費は総長が定める。
- ④ 第1項の規定による受験願書（添付書類を含む）及び第2項の規定による受験料及び材料費等の実費は試験

を受験しない場合にもこれを返還しない。

#### 第9条（試験実施結果報告）

総長は試験を実施した時にはその結果を教育人的資源部長官に報告しなければならない。

#### 第10条（学位授与及び名簿管理）

- ① 総長は、学位取得総合試験を実施したときには、その合格者に対する学位授与（予定）者名簿を作成、管理しなければならない。
- ② 法第6条第1項の規定による学位授与は第1項の規定による学位授与（予定）者名簿による。

#### 第11条（証明書などの発給）

- ① 総長は、申請により、各課程別試験の合格証明、学位証明その他必要な証明書を発給するものとする。
- ② 第1項の規定による各種証明書の発給（発給手数料を含む）について必要な事項は総長が定める。

#### 第12条削除

#### 第13条（運営規定）

総長は教育部長官の承認を得て独学による学位取得業務を遂行する為に必要な運営規定を定めることができる。

#### 付則

- ①（施行日） この規則は公布した日から施行する。
- ②（教育長についての経過措置） 第2条第1項中の「教育長」は、地方自治体別の教育長が選出される時までこれを「教育官」と読みかえる。

#### 付則<91.3.16>

この規則は公布した日から施行する。

#### 付則<92.2.19>

この規則は公布した日から施行する。

#### 付則<96.8.30>

第1条（施行日） この規則は公布した日から施行する。

第2条 省略

#### 付則<97.12.31>

この規則は1998年1月1日から施行する。

#### 付則<99.9.30>

- ①（施行日） この規則は公布した日から施行する。
- ②（国家技術資格取得者の試験免除範囲に対する経過措置）この規則の施行時の国家技術資格法施行令（大統領令第15794号で改正される以前のもの）の規定によって技能士1級資格を取得した者に対する試験免除範囲の適用については従来の規定によるものとする。

## 資料2 学習案内・受験要領(教養課程認定試験)

### 効果的な学習方法

#### ア. 受験科目の決定

国語、国史、英語は必須科目なので選択の余地がないが、選択科目(2科目)は自分の適性に合っていて勉強しやすい科目が何なのか、よく見極めて受験科目を決めなければならない。

受験科目を決める際に留意しなければならない点は以下の通りである。

- (1) まず、試験を免除される科目がないかをよく確かめる。
- (2) 選択科目を選ぶにあたっては次の事項を優先的に考慮する。
  - ① 高等学校時代に興味があって、適性があった科目と同一または類似した科目はあるか
  - ② 現在(または過去)、自分が従事している(または従事した)職業と関係が深い科目はあるか
  - ③ ふだん、自分が楽しんで読む読書分野と一致する科目はあるか
- (3) このようにして選択する科目を内定した後に、該当科目評価領域の大項目と小項目を確認して受験科目を最終的に決める。

#### イ. 学習教材の選択

受験科目を決定したら、適切な大学教養科目教材を選ばなければならない。教養課程認定試験に出題される科目別評価領域は大部分の大学の教養科目教材として共通に扱われている基本的・核心的な内容を中心に設定されるからである。では、いかにすれば適当な大学教材を選ぶことができるだろうか? この問いに対する答えは、大学教材の種類が多く、またそれぞれの科目の学問的な特性が多様であるため一概には言い難いが、次のような選択要領によると無難であると考えられる。

- (1) なるべく独学学習センターが設置されている近くの図書館に行って、備え付けの教材(大学教授の推薦図書であること)を参照し、適切な文献を選ぶ。時間的、距離的な事情でそれが不可能な場合には近くの図書館や大学の教材を扱う書店で探す。
- (2) 文献の序文と目次を調べて、その文献が当該科目を専攻する学生のために書かれたものか、教養科目の教材として書かれたものかを判断する。
- (3) 目次の内容を当該科目の評価領域と比較し、評価領域を充分に含んでいる文献を選ぶ。
- (4) 文献の刊行年度と序文および本文の内容をよく見て、著しく時代に遅れた文献ではないか調べる。
- (5) 文献は科目ごとに最も適したものを1冊だけ購入し、その文献に含まれていない評価領域は、図書館で適切な文献を閲覧、借出すればよい。図書館を利用できない場合には、科目によっては2・3冊の文献を購入するという方法もある。しかし、文献をあれこれとたくさん購入しすぎると、混乱し、読書負担も増えることによってかえって学習が妨害されることもあり得るということに留意しなければならない。

最後に、市場に流通している各種問題集について言及しておく。問題集と科目別評価領域が合致し、内容が充実していれば、学習を整理し、不足部分を把握するために役に立ちうるが、あくまで大学の教材を主な学習教材として、問題集は補助的に活用しなければならない。大学教材での勉強をおろそかにして問題解釈に重点を置いた投網式の勉強をしたのでは決してよい成績を得ることができないということに留意しなければならない。

#### ウ. 学習計画の樹立

職場での仕事や家事に従事しながら学習しなければならないことが大部分の独学者の場合、与えられた条件下でどのくらい多くの時間を実際に学習に振り向けられるかによって学習の成否が左右される。体がやや疲れたから、少し休んでからなどといったいつまでも休んでいたり、このテレビ番組だけ見てから勉強しようなどといったいつまでもテレビを見ているとか、勉強する科目をあれこれと変えて、やたらに文献を探すだけで終わってしまうような怠惰、後回しの癖などはもちろん、注意散漫なために勉強できる時間を浪費したり空費したりするようなことはあってはならない。

時間を効率的に活用するためには、年間計画、月間計画、週間計画など、いろいろな長期・短期計画を立てて目に入りやすいところに貼っておき、機会があるごとに、避けられない仕事がない限り、「自分の約束を守る」という決意を新たにしなければならない。

このような、不断の「自己鞭撻」を行わなければ、独学で学士学位を取得しようという初期の夢を達成することはできないだろう。

週間計画は曜日別に勉強する科目と時間を整備する方法である。また月間計画及び年間計画は科目別に予定進度を策定するように立てると効果的である。

このようにして立てた計画を実践可能にする方法の一つは、同じ職場など近くにいる同僚や友達、あるいは近所において、独学学位取得試験の準備をしているほかの人と共同で計画を立てて、週末など適当な時間に定期的に会って、それまでの学習の進捗や困難な点などを互いに討議する機会を持つというのもいい方法である。

学習計画を確立しない人々の中には、その理由として過去に何度も計画を立ててみたがなかなか守れなかったということを挙げる人が多い。当初立てた計画を守ることはもちろん難しい。しかし、計画を守れなかったといって、そもそも計画を立てないという考えは誤っている。計画を守れない場合にはその原因がどこにあるか見極め、計画自体が間違っただけで立てられていたり、そもそも無理だった場合にはこれを適切なものに修正しなければならない。自分の怠惰や意志薄弱が原因であった場合には、実践するという意志を新たに強固なものにしなければならないだろう。

#### エ. 能率的な読書法

独学者たちは授業を受ける機会がなく、専ら文献に依存して自学自習をしなければならない。したがって学習の成否はほぼ全面的に読書法の如何によって左右される。ここでは世界的に有名なロビンソン(Francis. Robinson)博士の「5段階読書法」を紹介することにする。

ロビンソン博士が提示する読書の5段階は以下のようなものである。



#### 1 段階 概観 (survey)

文献の詳細な内容を個別によく読むことに先立って、全般的なあらましにざっと目を通す段階である。

##### (1) 文献を概観する順序

- ① 序文と序論を読む  
著述目的、主要内容および必要な予備知識の把握
- ② 目次を読む  
文献の内容の骨子および内容の展開過程の把握
- ③ 各章と小題目 (節) の要点を大まかに把握する  
文献の全般的な体系と流れを理解
- ④ もし章ごとに要約があれば、要約を読んでみる

##### (2) どのような章か概観する順序

- ① 小題目 (節) の、核心的内容を把握する
- ② 各小題目 (節) の核心的内容を把握する
- ③ もしその章の要約があれば、要約を読んでみる

#### 2 段階 質問 (question)

勉強しようとする章の小題目 (節) を問いの形式に変換し、ざっと読み進みながらそれに対する回答を想定してみる段階である。

- ① 小題目を読んでも問いを立てることができないのは、前段階 (概観) が充分ではないためである。
- ② 章の最後に問いがある場合にはこれを参考にして問いを立てる。
- ③ 立てた問いをノートに書いて、次の段階 (精読) に利用する。

#### 3 段階 精読 (read)

前段階で提起した問いに対する回答を作り、著者が強調しようとしたことを一つずつ確認しながら緻密に読み進む段階である。

- ① 段階1：前段階 (質問) で提起した問いに対する回答を作ってノートに書き込む
- ② 段階2：著者の言おうとすることを補助したり明瞭化している各種の図表、グラフ、地図、挿し絵など、すべての図像をもれなくよく見る
- ③ 段階3：著者が下線、イタリック体、ゴチック体、太字などで強調した部分に注意しながら深く読んでみる

#### 4 段階 暗記 (recite)

前段階 (精読) で勉強したものを口頭で要約してみたり、ノート整理をしたり、文献に強調印をつけながら暗記する段階である。

心理学的な研究結果によれば、読書を3段階目 (精読) までで終えた場合には学習したことの80%を2週間以内に忘却したとされる。しかし、精読 (3段階) に続いてすぐに暗記 (4段階) までした場合には同じ期間内に20%しか忘れなかったとされる。

##### (1) 暗記段階で留意すべき点は以下の通りである。

- ① 適切な内容段落 (小題目) 単位で暗記すること。暗記しようとする内容段落が長すぎると暗記ができず、短すぎると全体的な内容の把握に支障がある。
- ② アンダーラインは長文につけるのではなく、核心的な用語やフレーズだけに引いたり、強調の仕方を適切に変えたりすること。
- ③ 強調の表示はミスをして消して直せるように、インクを使用せず、鉛筆を使用すること。
- ④ アンダーラインを引いたりするのは文献を読みながらではなく、本を読み終えて全体の意味を理解したあとにすること。

##### (2) ノートをとる際に留意すべき点は以下の通りである

- ① 文献の内容を自分の言葉に要約して簡単明瞭かつわかりやすく書くこと。
- ② 自分なりに略語や記号を考案して使用すると便利である。

例           ? :           理解できないこと  
              ×? :          批判の余地がないこと  
              ☆ :          自分がそれまで間違っていた内容

- ③ あとから書き足すことを見込んで余白を残しておくこと。
- ④ ノートはバラして綴じることができるもの (バインダー・ノート) を使用すると便利である。
- ⑤ テキストに直接書き込んだ方が理解しやすい場合には、テキストと余白を適切に活用すること

#### 5 段階 復習 (review)

通常言われるような復習とは違い、ここまでの4種類の読書の段階を繰り返すことを指す。すなわち、学習したことを概観し、提起したと意図それに対する解答が適当か否かを確認し、重要な内容をきちんと暗記しているかどうかを確認する段階である。

##### (1) 復習に際して留意すべき点は以下の通りである。

- ① 各章に対して学習が終わったら、その章全体の内容を総体的に把握できるようにすぐに復習すること。
- ② 試験前には十分な時間をもって科目全体に対する総合的な復習を徹底的に行うこと。

以上のようなロビンソン博士の5段階読書法に熟達するためには、実際に1・2科目を対象としてこの読書法を適用する練習をしなければならない。

オ. 出題のタイプおよび答案作成要領

(1) 科目別出題のタイプ

試験科目	問題数（1問あたりの評点）		評点合計	
	四者択一	主観式	四者択一	主観式
一般数学 初級統計学	16問 (各4点)	6問 (各6点)	64点	36点
その他科目	26問 (各2.5点)	7問 (各5点)	65点	35点

(2) 出題のタイプ解説

四者択一型：選択式の代表的なタイプで、4個の選択肢中から最も適切な一つを選ぶタイプの問題である。

主観式：適切な答えを自ら直接書くタイプの問題で、書答型と呼ばれることもある。主観式の低位類型には完成型（訳者注：穴埋め型）、短答型、論文型があるが、教養課程認定試験ではこのうち完成型と短答型だけが出題され、論文型は出題されない。

完成型：俗に「カッコ入れ」問題と呼ばれ、空欄に適切な単語や語句、数字、記号などを入れるタイプの問題で、完結型とも呼ばれる。完成型は国語や外国語などの言語科目で主に出現される。

単句的短答型：短答型には単句的な短答型と叙述的な短答型の分類がある。このうち単句的短答型は1・2語程度の単語、語句、数字、記号、簡単な図などを利用して答えるタイプのものである。

叙述的短答型：文章の形態（主部＋述部）を備えた答案を要求するタイプの問題であり、一般数学や自然科学概論のような科目では計算公式や式で表現される場合もある。

90年度に実施された教養科目認定試験の例をよく見れば、叙述的短答型問題は最大50字程度の答案を要求している。ここで留意すべきは、要求される答案の字数が多い問題が必ずしも難易度の高い問題ではないということである。

(3) 出題内容の審議および出題文章の難易度

出題内容の審議および問題文の難易度は、一般の大学の教養課程の水準である。これについてはこの学習案内の、各論の「試験問題例示」が参考になるであろう。

(4) 四者択一型問題の答案作成要領

- ① おおむね易しい問題が前の部分に配置されているので、最初の問題から一つずつ解いてゆくこと。
- ② 選択肢のどれが正解かまったく分からない場合には、その問題に時間をかけすぎず、問題用紙の左か右の余白にチェックをつけておき、別の問題をすべて解いてから時間が残っていれば戻ってきて改めて考えてみること。
- ③ いったん選択肢を選んだものの確信、自信がない場合には問題用紙の左か右の余白にクエスチョンマークをつけておき、別の問題をすべて解いてから時間が残っていれば戻ってきて改めて考えてみること。
- ④ 各問題の問い部分を注意深く読んで、特に問い部分が「・・・ではないものは?」「・・・誤っているものは?」「・・・と性質が違うものは?」などのような否定文ではないか注意すること。
- ⑤ 各問題の問い部分を読み進みながら、核心となる語句にアンダーラインを引いたり○をつけておいたりして、正答肢を選ぶ際の参考にすること。
- ⑥ 各選択肢の内容が事実かどうか（あるいは正しいかどうか）の判断だけに神経を使わず、その問題文が要求している答案がなんであるのかに留意すること。
- ⑦ 良く分かる問題では先に正答肢がどれか判断するものだが、陥穽に落ちないようにのこりの選択肢が正答になり得ないか、綿密に考えてみること。
- ⑧ 誤答しても得点されないだけで減点されるわけではないので、よく分からない問題は推測してでも、1問も残さずすべて答えた方が有利である。
- ⑨ よく分からない問題の解答を推測するには、まず正答ではないと思われる選択肢の番号に×をつけておいて、のこりの選択肢だけを対象に推測すれば正答的中率は高まる。
- ⑩ 問題をすべて解いてからOMR用紙（訳者注：マークシート用紙）に答案を一括記入する場合には、時間の余裕をもって（少なくとも試験終了10分前から）答案記入をはじめれば、問題用紙の番号と答案の問題番号がずれるといった失敗を防止できる
- ⑪ マークシート答案紙に受験番号と姓名などの記載事項をもれなく正確に記載し、特にマークシート答案紙の表記要領を遵守すること。

(5) 主観式問題答案作成要領

- ① まず、すべての主観式問題を1問ずつ順番に目を通しながら、答案が思い浮かんだら、あとからは思い出せないこともあり得るので問題用紙の余白にメモをとっておくこと。
- ② 答案がすぐに思い浮かばない場合には別の問題をすべて解いたあと、心の余裕を持ってもう一度改めて考えてみること。
- ③ 問題を注意深く読んで、出題者が望む答案の内容がどのようなものか明確に把握して、それに焦点を合わせて答案を作成すること。たとえば問題がA、B二つの概念間の差異となる点を略述せよとなっているときに、A、B二つの概念の定義をそれぞれ説明したのでは、その説明がどんなに優れたものであっても満点は得点できない。
- ④ 答案の内容だけでなく、答案の叙述方法に関する指示にも留意すること。例えば問題が二つの制度の長所と短所を図表で比較せよとなっているときに、文章だけで答案を作成した場合にはやはり減点の要因となる。
- ⑤ 下記の例で示すように、答案の書き方と分量を制限している問題の場合には、なるべくこれを遵守すること。

- 例：
- ・・・を一つの用語で書きなさい
  - ・・・を一文に要約しなさい
  - ・・・を40字以内で説明しなさい

- ⑥ 作文が難しい場合には問題用紙の余白に素案を作成して、手直しをして答案用紙に書き写すこと。
- ⑦ 字は採点者が読みやすいように、崩し字ではなく正字できちんと誠意をもって書くこと。
- ⑧ 主観式問題を採点するに当たっては、完全な答案ではなくても正答（あるいは模範解答）にどの程度近づいたかを見て、0点から満点までの間の多くの中間点数（すなわち部分点）を与えるので、よく分からない問題でも分かるところまで最善を尽くして答案を作成した方が有利である。
- ⑨ 主観式答案紙に受験番号と姓名などの記載事項をもれなく正確に記載すること。

[ABSTRACT]

System of Self-Study as an Alternative to a Baccalaureate Degree  
in the Republic of Korea

MORI Rie \*

This article outlines the system of self-study as an alternative to a bachelor's degree in the Republic of Korea. The system of self-study was launched in 1990 to allow people with a high school diploma to earn baccalaureate degrees without going to a higher education institute. In this system, one can earn a baccalaureate degree by passing four stages of standardized examination out of twelve academic fields such as Korean and Korean Literature, English and English Literature, Business Administration, Laws, Mathematics, Home Economics, Political Science, Child Education, Computer Science, Agricultural Science, Nursing, and Chinese and Chinese Literature. One may be exempted from one or more stages of examination or some parts of the curriculum when he/she has had learning experiences in a higher education institution or in a recognized course of training, or vocational qualification or license. In this meaning, this system of self-study can be said to be a fusing device of vocational career into academic qualification and may provide considerable implication against the degree-awarding system of NIAD.

---

\* Associate Professor, Faculty of Assessment and Research for Degrees, National Institution for Academic Degrees